



行政手續

板垣勝彦

I. 申請に対する処分

II. 不利益処分

III. 理由の提示の諸問題

I. 申請に対する処分

行政庁

審査基準

申請

不許可処分
(拒否処分)

理由の提示

X

I. 申請に対する処分

1. 審査基準の設定・公表（行手法5条）

2. 標準処理期間の設定（努力義務）（行手法6条）

3. 不許可処分を行う場合の理由の提示（行手法8条）

I. 申請に対する処分

1. 審査基準の設定・公表（行手法5条）

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（審査基準）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2** 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3** 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

個人タクシー事件

○ 道路運送法（昭和26年法律第183号） （免許基準）

第6条 運輸大臣は、一般自動車運送事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること。
- 二 当該事業の開始によつて当該路線又は事業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。
- 三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 五 その他当該事業の開始が公益上必要であり、且つ、適切なものであること。

2・3 略

個人タクシー事件

陸運局長

審査基準

聴聞
(聴取り調査)

不許可処分
(拒否処分)

X

個人タクシー事件

○ 東京陸運局内で用いられた審査基準

- ① 免許証による第二種の運転免許の所有者であること、その取得年月日、住所、特別区内であること、処分などの有無の確認
- ② 優良運転者、無事故、優良表彰の有無等
- ③ 最近3年間における責任交通事故による処分、1回2000円以下の処分が2回以内のものであること、交通関係法令違反による処分
- ④ 年齢35歳以上
- ⑤ 現住所、在住年数、自家、借家、特別区内2年以上居住するものであること
- ⑥ 家族、扶養、他業関係同居家族のある者、本人が他業を自営している場合には転業困難なものでないこと
- ⑦ 職歴 現職・勤務先、月収、在職年数、ハイタク歴、運転歴・運転歴が7年以上の者であること
- ⑧ 事業区域の適否 特別区のみ申請であること
- ⑨ 営業所 特別区内に位置して自宅と2キロメートル以内の位置にあること 位置、所有権、距離、確保の見とおし

個人タクシー事件

○ 東京陸運局内で用いられた審査基準

- ⑩ 車庫、位置、構造、収容能力、営業所・住所との距離・立地条件・確保の見とおし
- ⑪ 車輦、車名・年代、新古別
- ⑫ 所要資金、内訳と調達方法
- ⑬ 資金調達、30万円以上の確保が可能であること 確保の可否
- ⑭ 収支計画、収入、支出、勤務時間、走行料、保険、適切性
- ⑮ 資産目録、确实性・真実性
- ⑯ 健康状況 普通の健康とみなされる者であること
- ⑰ その他、計画の適切性、計画面又は申請書がずさん、あるいは故意のない、ごまかしがないものであること 申請書の適否、刑罰関係その他

個人タクシー事件

○ 東京陸運局内で用いられた審査基準

- ⑥ 本人が他業を自営している場合には転業困難なものでないこと
- ⑦ 運転歴が7年以上の者であること

- ⑥ Xは洋品店を営んでいた  **転業の意思があった！！**
- ⑦ 7年に満たなかった  **軍隊で運転していた！！**

個人タクシー事件

陸運局長

審査基準

聴聞
(聴取り調査)

不許可処分
(拒否処分)

聴聞官の全員が審査基準の
存在を知っていたわけでは
なかった！！

X

最判昭和46・10・28

[道路運送法]6条は抽象的な免許基準を定めているにすぎないのであるから、内部的にせよ、さらに、その趣旨を具体化した審査基準を設定し、これを公正かつ合理的に適用すべく、とくに、右基準の内容が微妙、高度の認定を要するようなものである等の場合には、右基準を適用するうえで必要とされる事項について、申請人に対し、その主張と証拠の提出の機会を与えなければならないというべきである。

免許の申請人はこのような公正な手続によつて免許の許否につき判定を受くべき法的利益を有するものと解すべく、これに反する審査手続によつて免許の申請の却下処分がされたときは、右利益を侵害するものとして、右処分の違法事由となるものというべきである。

I. 申請に対する処分

1. 審査基準の設定・公表（行手法5条）

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（審査基準）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

I. 申請に対する処分

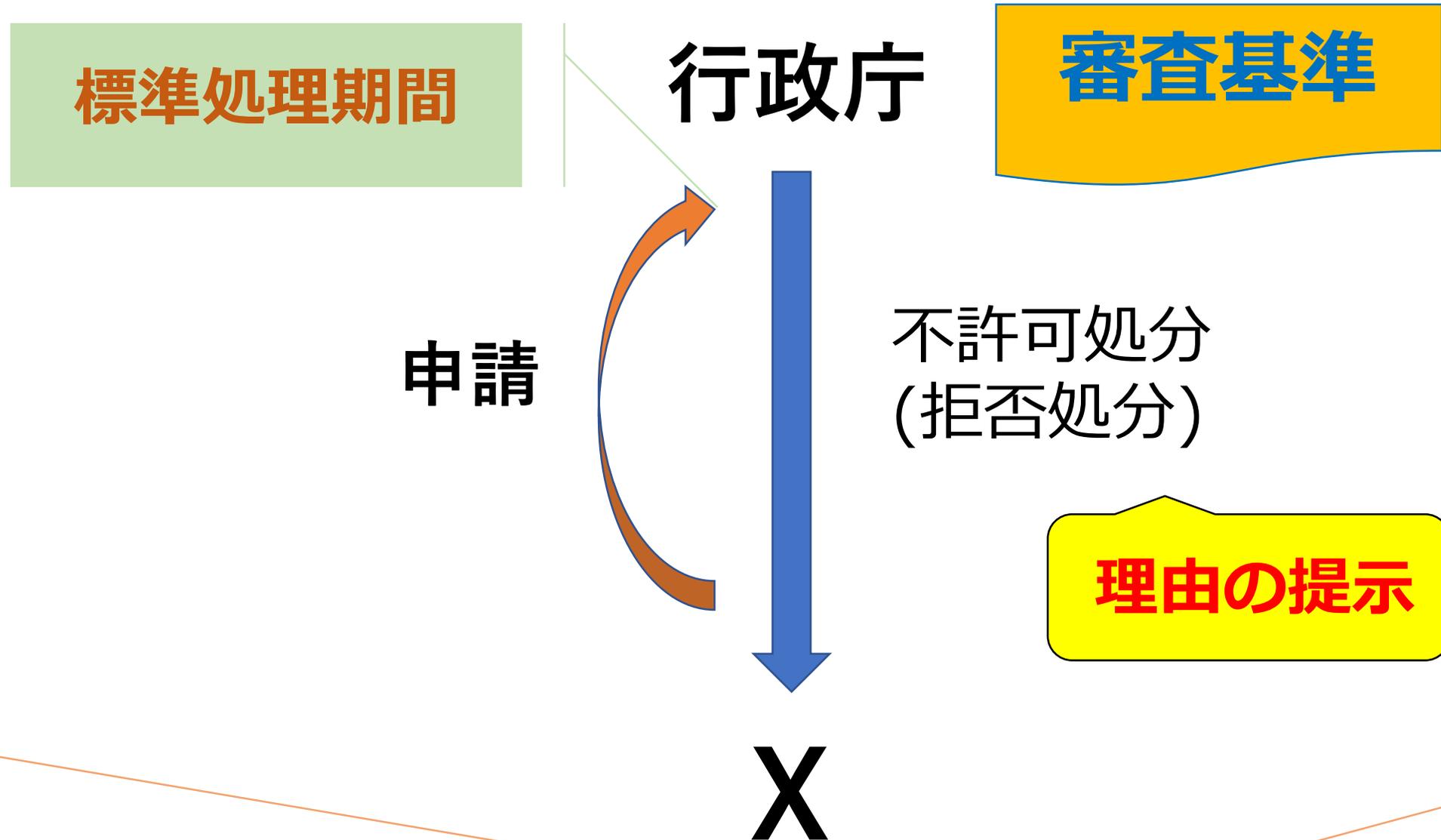
2. 標準処理期間の設定（行手法6条）

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

I. 申請に対する処分



I. 申請に対する処分

3. 不許可処分の場合の理由の提示（行手法8条）

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（理由の提示）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

I. 申請に対する処分

行政庁

審査基準

申請

不許可処分
(拒否処分)

理由の提示

X

I. 申請に対する処分

3. 不許可処分の場合の理由の提示（行手法8条）

- ① 行政庁の恣意的判断の抑制**
- ② 申請者にとっての不服申立ての便宜**

I. 申請に対する処分

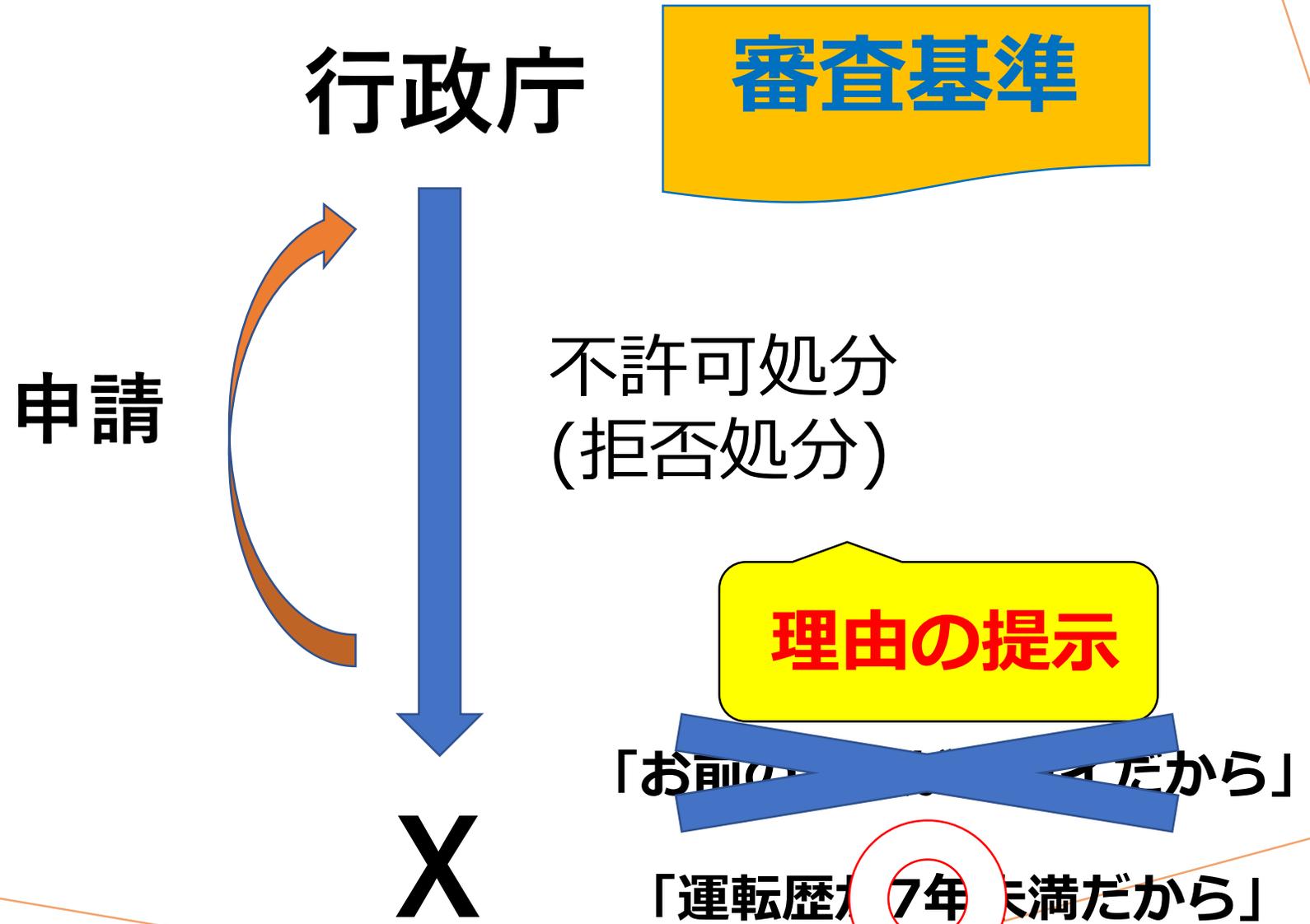
3. 不許可処分の場合の理由の提示（行手法8条）

① 行政庁の恣意的判断の抑制

☞ いい加減な理由では処分はととても成り立たない。
世間一般に対して公明正大に示すことができるような理由を提示できなければ
不許可処分を行うことは許されない。

☞ 間接的に処分の適法性・処分内容の適切性を保障する。

I. 申請に対する処分 ① 行政庁の恣意的判断の抑制



I. 申請に対する処分

3. 不許可処分の場合の理由の提示（行手法8条）

② 申請者にとっての不服申立ての便宜

👉 申請者にとっては、一体自分がいかなる理由で申請を拒否されたのか明らかにされないと、不服申立ての手続を手探りで始めなければいけなくなる。

👉 申請者の不服申立ての権利を実効的ならしめる。

I. 申請に対する処分 ② 申請者の不服申立ての便宜

行政庁

審査基準

申請

不許可処分
(拒否処分)

理由の提示

「運転歴が7年未満だから」

「洋品店を経営しているから」

「否、軍隊で運転していた！」

X

「否、個人タクシーに専念する！」

I. 申請に対する処分

3. 不許可処分の場合の理由の提示（行手法8条）

- ① 行政庁の恣意的判断の防止
- ② 申請者にとっての不服申立ての便宜

⇒ 理由の提示に不備がある場合には、処分を**一発取消し**にするのが50年来の判例法理

I. 申請に対する処分【まとめ】

- 1. 審査基準の設定・公表（行手法5条）**
- 2. 標準処理期間の設定（努力義務）（行手法6条）**
- 3. 不許可処分を行う場合には同時にその理由を提示（行手法8条）**

Ⅱ. 不利益処分

1. 処分基準の設定・公表（努力義務）（行手法12条）

2. 告知と聴聞（行手法13条・15～31条）

聴聞／弁明の機会の付与

3. 処分と同時にその理由を提示（行手法14条）

不利益処分

行政庁

処分基準

告知と聴聞
・ 聴聞
・ 弁明の機会

営業停止命令
許認可の取消し

理由の提示

X

Ⅱ. 不利益処分

1. 処分基準の設定・公表（行手法12条）

- 行政手続法（平成5年法律第88号）
（処分の基準）

努力義務

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

Ⅱ. 不利益処分

1. 処分基準の設定・公表（行手法12条）

努力義務であることの趣旨

- ① そもそも案件が少なく、基準を立てづらい
- ② 行政の「手の内」を明かすことで、規制の潜脱につながる
「違反1回ならば口頭注意、違反2回で嚴重注意、違反3回で行政処分」
と決まっていたら？

処分基準の例

○道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

別表第三（第33条の2、第37条の8、第38条、第40条関係）

一 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合における当該一般違反行為に係る累積点数の区分

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
前歴がない者 *	45点以上	40点から44点まで	35点から39点まで	25点から34点まで	15点から24点まで	6点から14点まで
前歴が1回である者	40点以上	35点から39点まで	30点から34点まで	20点から29点まで	10点から19点まで	4点から9点まで
前歴が2回である者	35点以上	30点から34点まで	25点から29点まで	15点から24点まで	5点から14点まで	2点から4点まで
前歴が3回以上である者	30点以上	25点から29点まで	20点から24点まで	10点から19点まで	4点から9点まで	2点又は3点

大量
かつ
画一

Ⅱ. 不利益処分

2. 告知と聴聞（行手法13条・15～31条）

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき **聴聞**

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ・ハ 略

ニ イから八までに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき **弁明の機会の付与**

2 略

Ⅱ. 不利益処分

2. 告知と聴聞（行手法13条・15～31条）

	対象となる処分	審理の方法	調書の閲覧
聴聞	許認可の取消し、 資格・地位の剥奪	書面審理 + 口頭審理	認められる
弁明の 機会	軽微な不利益処分 （業務停止、業務改善 命令など）	書面審理のみ	認められない

Ⅱ. 不利益処分

3. 理由の提示（行手法14条）

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（不利益処分の理由の提示）

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

Ⅱ. 不利益処分

3. 理由の提示（行手法14条）

- ① 行政庁の恣意的判断の抑制**
- ② 申請者にとっての不服申立ての便宜**

Ⅱ. 不利益処分

行政庁

処分基準

告知と聴聞

- ・ 聴聞
- ・ 弁明の機会

営業停止命令
許認可の取消し

理由の提示

「スピード違反をしたから」

「否、速度制限は守っていた」

「信号無視をしたから」

「否、信号無視はしていない」

X

一級建築士免許取消事件

行政庁

処分基準

・ 聴聞

免許の取消し
(建築士法10条1項)

理由の提示

X

一級建築士免許取消事件

Xに対して実際に提示された理由

『あなたは、北海道札幌市中央区《番地略》、北海道札幌市厚別区《番地略》、北海道札幌市豊平区《番地略》……を敷地とする建築物の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。また、北海道札幌市東区《番地略》、北海道札幌市豊平区《番地略》、北海道札幌市豊平区《番地略》……を敷地とする建築物の設計者として、構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行った。このことは、建築士法第10条第1項第2号及び第3号に該当し、一級建築士に対し社会が期待している品位及び信用を著しく傷つけるものである。』

一級建築士免許取消事件

○建築士法（昭和25年法律第202号）

（懲戒）

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一 略

二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～5 略

一級建築士免許取消事件

§ 建築士の処分等について（平成11年12月28日建設省住指発第784号都道府県知事宛て建設省住宅局長通知〔平成19年6月20日廃止前のもの〕）

別表第1 処分等の基準

(2)	建築関係法令に違反したとき 又は 業務に関して不誠実な行為をしたとき (建築士法第10条第1項第2号又は第3号)	表2の懲戒事由に記載した行為に対応する処分ランクを基本に、表3に規定する情状に応じた下限を行ってランクを決定し、表4に従い処分内容を決定する。 ただし、当該行為が故意によるものであり、それにより、建築物の倒壊・破損等が生じたとき又は人の死傷が生じたとき（以下「結果が重大なとき」という。）は、業務停止6月以上又は免許取消の処分とし、当該行為が過失によるものであり、結果が重大なときは、業務停止3月以上又は免許取消の処分とする。
-----	-------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

§ 建築士の処分等について（平成11年12月28日建設省住指発第784号都道府県知事宛て建設省住宅局長通知〔平成19年6月20日廃止前のもの〕）

表2 ランク表（抄）

懲戒根拠	懲戒事由	懲戒事由	関係条文	処分ランク	
建築関係 法令違反 （建築士法10 条1項2号）	○建築士法違反	重・設計及び工事監理の業務範囲の逸脱	3～3の3	6	業務停止3月
		重・業務停止処分違反	10①	16	免許取消
	○建築士法違反	重・違反設計	18	6	業務停止3月
		・無断設計変更	19	4	〃 1月
	○建築士法違反	重・名義貸し	24、34の2	6	〃 3月
		・その他法令違反		4～16	業務停止1月～免許取消
	○建築基準法違反	重・設計・工事監理規定違反	5の2	6	業務停止3月
		重・確認通知書等偽造・行使	6①	6	〃 3月
		重・無確認工事等			〃 3月
		重・違反工事	6、7の3	6	〃 3月
		重・虚偽の確認申請等	各条項	6	〃 3月
		重・是正命令等違反	6、7など	6	〃 3月
	○上記以外の建築 関係法令違反	・確認対象法令違反		3～6	
		・その他手続違反		2～6	
		・その他実体違反		3～6	
不誠実行為 （建築士法10 条1項3号）	○不適當設計	○業務契約の内容の説明不十分		2～4	
		○建築士に対する一般的信頼を著しく損なう行為		2～4	
		○その他の不誠実行為		1～4	

一級建築士免許取消事件

§ 建築士の処分等について（平成11年12月28日建設省住指発第784号都道府県知事宛て建設省住宅局長通知〔平成19年6月20日廃止前のもの〕）

表3

	情状等による加減表	
違反の結果	○違反行為の内容が軽微で具体的法益侵害、あるいはその発生の可能性がない場合	▲ 1 ランク
	○違反行為につき未遂で終わった場合	▲ 1 ランク
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+ 3 ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲ 1 ランク
	○過失に基づく行為であり、情状をくむべき場合	▲ 1～3 ランク
行為の態様	○暴力的行為又は詐欺的行為	+ 3 ランク
	○法違反の状態が長期にわたる場合	+ 3 ランク
	○常習的に行っている場合	+ 3 ランク
是正等の対応	○積極的かつ速やかに是正（損害填補）に対応	▲ 1 ランク
	○是正（損害填補）に対応せず	+ 1 ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲ 1 ランク
行為に対する処分	○罰金の刑に処せられた場合	+ 1～3 ランク

一級建築士免許取消事件

§ 建築士の処分等について（平成11年12月28日建設省住指発第784号都道府県知事宛て建設省住宅局長通知〔平成19年6月20日廃止前のもの〕）

表4 処分区分表(抄)

ランク	処分等
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止 1 月未満
4	業務停止 1 月
5	業務停止 2 月
6	業務停止 3 月
(中略)	(中略)
14	業務停止 11 月
15	業務停止 1 年
16	免許取消

1 複数の処分事由に該当する場合

(1) 1つの行為が2つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由に該当する場合は、最も処分等の重い行為のランクによる。

(2) 2以上の処分等すべき行為について併せて処分等を行うときは、最も処分等の重い行為のランクに適宜加重したランクとする。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と見うる場合は、単一の行為と見なしてランキングすることができる。

2 (以下略)

最判平成23・6・7

「同項【行手法14条1項】本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」

「建築士に対する上記懲戒処分に際して同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であると考えられる。」

最判平成23・6・7

- ・ 処分の原因事実
- ・ 根拠法条
- ・ 処分基準の適用関係【処分基準が設定・公表されている場合】

が示される必要があるとした。

Ⅱ. 不利益処分(まとめ)

1. 処分基準の設定・公表（努力義務）（行手法12条）

2. 告知と聴聞（行手法13条・15～31条）

聴聞／弁明の機会の付与

3. 処分と同時にその理由を提示（行手法14条）

Ⅲ. 理由の提示の諸問題

1. 事実関係は当該理由のみから理解できるように書かなければダメ！
2. 根拠法条のみを示したのではダメ！
3. 聴聞のときに理由を示していたとしても処分のときに改めて理由を示さなければダメ！

理由の提示は、行政庁が処分に際し
きちんと諸事情を考慮したのかを
相手に示すエビデンスの役割を果たす

きちんと理由を示せない



きちんと判断をしていなかったのだろ
う



もう一度手順をやり直し

処分基準

業停止命令
認可の取消し

理由の提示

X

ご清聴ありがとうございました。